

# 法人春日部

第 132 号

(平成19年10月号)



社団法人 春日部法人会  
春日部市大字樋堀 369-4 春日部市商工会館内  
TEL 048 (761) 3551 FAX 048 (752) 8244  
<http://www17.ocn.ne.jp/~kasuhou/>  
「春日部法人会」で検索



みんなで回覧しましょう。

## 〔わが町〕

### 岩槻 人形供養祭

人形供養祭は岩槻の恒例行事として岩槻人形協同組合主催のもと毎年、11月3日の文化の日(旧)に岩槻城址公園内人形塚及び黒門周辺で行われます。

全国の愛好家の方々が親しんだ人形を捨てるにしのびないという優しい気持ちに込めようとして昭和39年から行っている伝統ある催事です。古くなって飾らなくなったり、壊れてしまった人形をお持ちいただき、僧侶の読経のもと参加者が焼香し受付の際に渡される供養札を人形達の代表である天児(日本の人形の原型といわれ、子供の健康と幸せを守るもの)とともにお炊き上げをして冥福を祈ります。

連絡先 岩槻人形協同組合 TEL.757-8881



# 税 務 署 だ よ り



## 着任のあいさつ

春日部税務署長  
有賀 茂夫

この度の人事異動により、春日部税務署長を拝命いたしました有賀でございます。

社団法人春日部法人会の役員並びに会員の皆様方には、日ごろから法人会活動を通じまして円滑な税務行政の推進と健全な納税環境の醸成にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会は、昭和59年に社団化されて以来、着実に発展を遂げられ、本年6月末では会員数5,571社と、埼玉県下でも有数な組織率を誇っております。

また、村田会長及び副会長の皆様を中心とし、各委員会及び女性部会、青年部会ともに法人会の基本理念の下、「税を考える週間」協賛行事である「公開講座」を始めとする各種研修会・講演会の開催や「花と緑いっぱい運動」を通じた社会貢献活動など様々な事業を積極的に展開され、税知識の普及や納税意識の向上、健全な企業経営の醸成のみならず、社会全体の健全な発展に大きく寄与されておりますことに、心より敬意を表する次第であります。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化やIT化、グローバル化の進展などにより、申告者数の増加が加速するなど、質的にも量的にも厳しさを増しています。一方、公務員の定数削減については、引き続き厳しい状況にあります。こうした中で、我々は、国民から負託された責務である適正・公平な課税の実現を図り、税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう努力していかねばなりません。このような現状からも、事務の効率化・合理化を図る必要があります。その一つの施策として、当署においては、昨年9月から窓口事務の一元化を行っているところであります。実施から丸一年が過ぎましたが、お気づきの点がありまし

たら、忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。

また、当署といたしましては、本年度も引き続き最重要課題として、e-Taxの普及拡大を掲げております。e-Taxの普及は申請等の利便性の向上といった個々の企業のメリットもさることながら、多くの方々が利用することにより、我が国の経済社会のIT化がより一層加速されることとなり、社会全体がより大きなメリットを享受することに繋がるわけでありまして、e-Taxの普及・利用の拡大への取組みは、まさに企業経営と社会の発展に貢献するという法人会の理念にも合致するものであると考えております。

貴会におかれましては、昨年の定期総会において「e-Tax推進宣言」を採択されて以来、様々な取組みをしていただいております。特に役員の皆様方につきましては、その趣旨を理解され、役員の皆様及び主宰する法人における「電子申告・納税等開始届出書」の提出割合及びe-Tax利用割合はかなり高率なものとなっております。感謝申し上げますとともに、本年度の事業計画においては、役員企業の開始届出書の提出割合を95%、利用割合を50%に、会員企業における開始届出書の提出割合を20%に目標を設定し、普及拡大に向けた研修・広報等様々な取組みを実施することを採り入れていただき、大変心強く感じております。

更なるお願いといたしまして、会員皆様のe-Taxの利用はもとより、従業員の方々の利用にもご配慮いただければ、更なる普及拡大に繋がるものと考えております。皆様のご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

結びに、社団法人春日部法人会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝・ご繁栄を祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

## 春日部税務署の定期異動の状況

7月10日付で春日部税務署の定期異動がありました。主な異動は、次のとおりです。

	《新任者》	《前任者》
署長	有賀 茂夫 関東信越国税局調査管理課長	田中 昇 退官
副署長 (総務・管徴担当)	山田 幸男 関東信越国税局徴収部管理課課長補佐	岡田 豊 大宮署副署長
副署長 (法人・酒担当)	横山 不二夫 広島国税局訟務官	千葉 進 東京国税局査察第7統括官
副署長 (個人・資産担当)	竹田 勝哉 留任	
特別国税調査官 (法人担当)	篠葉 由貴雄 留任	
総務課長	桜井 昇 関東信越国税局法人課税課課長補佐	矢崎 秀実 渋谷税務署副署長
法人課税第1統括官	原田 正男 古河税務署法人課税第1統括官	鈴木 啓之 関東信越国税局法人課税課課長補佐
法人課税第2統括官	丸岡 茂樹 留任	
総務課長補佐	渡邊 一男 留任	

## 平成19年分の年末調整説明会開催のお知らせ

今年も年末調整を行っていただく時期となりました。

つきましては、年末調整説明会を下記のとおり開催しますので、ご都合の良い会場にお出かけください。

また、説明会では、年末調整関係の書類を説明資料として使用しますので、書類全種をお持ちください。

なお、各会場とも駐車場が狭いため、お車でのご来場はご遠慮ください。

開催日	開始時間	開催場所
11月19日(月)	午前10時	幸手市保健福祉総合センター(ウエルス幸手)
	午後2時	蓮田市コミュニティセンター
11月20日(火)	午前10時	春日部市中央公民館
	午後2時	春日部市中央公民館
11月21日(水)	午前10時	久喜総合文化会館 小ホール
	午後2時	久喜総合文化会館 小ホール
11月22日(木)	午前10時	岩槻本丸公民館
	午後2時	岩槻本丸公民館

年末調整事務について、お分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

春日部税務署【〒344-8686 春日部市大沼2-12-1】  
電話：048(733)2111(代表：音声案内)  
※11月1日からは、この電話番号は、電話がつながると音声案内が流れますので、「2」をお選びください。  
源泉所得税担当直通電話：048(733)2119

11月1日(木)

# 国税局に電話相談センターが開設されます 税務署の代表電話が音声案内に変わります

平成19年11月1日、納税者の皆様から国税に関する質問・相談を受け付ける「電話相談センター」が国税局に開設されます。

これに伴い、税務相談室春日部分室をはじめ埼玉県内8税務署に設置されている税務相談室分室は、10月31日をもって相談業務を終了します。

また、埼玉県内の税務署の代表電話が自動音声案内に変わります（音声案内の途中でも番号を選択できます。）。

春日部税務署代表番号〔048-733-2111〕に電話をかけ、音声案内にしたがって**1**を選択すると「電話相談センター」に、**2**を選択すると従来どおり「税務署」につながります。

## 1 電話相談センターについて

- 電話相談センターでは、税法の解釈や適用方法、申告や申請の手続方法などについて、質問・相談を受け付けます。
- **1**を選択した後、音声案内にしたがって相談される税金の種類を選択していただくと、税務相談室職員につながります。
- 税金の種類別の番号は以下のとおりです（音声案内の途中でも番号を選択できます。）。

- |   |  |
|---|--|
| 1 個人の所得税 … 事業・農業・不動産貸付業、<br>年金、中途退職、医療費控除、<br>住宅ローン控除、配偶者・扶養<br>等各種控除など | 2 相続税・贈与税、不動産や株式の譲渡<br>3 法人税・源泉所得税 … 年末調整関係など<br>4 消費税・印紙税<br>5 その他不明の場合 |
|---|--|

※ 電話相談センターでは、面接による相談は行いません。面接による相談は、税務署の担当部門で行いますので、事前に予約をお願いいたします。

## 2 税務署への電話等について

- 税務署では、面接相談の予約、税務署からの調査・照会・お尋ねに関すること、納税に関するご相談・お問い合わせ、税務署の職員に直接ご用がある場合の電話を受け付けます。
- ※ 所轄税務署でのご相談を希望される方は、事前に電話予約をいただいた上での、面接相談となります。当日は、関係書類等をご持参ください。





# イータックスなら…

## こんなことが 大変便利！

### ① 自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

- 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告
- 各種届出等がセットで提出できるほか、電子納税証明書の交付請求や法定調書の提出などができます。

\* 届出等には、個人事業の開廃業等届出、法人設立届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設等届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請、消費税課税事業者届出などがあります。

### ② ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。

- 金融機関の窓口には並ばずにすべての税目の納税ができ、利用回数の多い手続には大変便利です（特に源泉所得税の毎月納付分など）。

### ③ ほかに…♪

- 還付申告について、処理期間を6週間程度から3週間程度に短縮することとしています（必要な添付書類が税務署に到着してからの期間となります）。
- 税理士が税務書類を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。
- 給与などの所得税徴収高計算書については、送信時は利用者識別番号・暗証番号のみとし、電子署名は要しないこととしています。
- 電子申請等をした事実とその内容について、電子申請等証明書により証明が受けられるようになります（平成20年1月から適用）。

### ④ さらに個人の方は…♪

- 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、e-Tax用の申告データが作成でき、作成したデータを当コーナーから直接電子申告できるようになりました（「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」を利用する場合に限ります）。
- 電子申告により所得税の確定申告書を提出する際、本人の電子署名及び電子証明書を併せて送信した場合に、所得税額から5,000円（その年分の所得税額を限度）を控除（平成19年分又は平成20年分のいずれか1回）できるようになります。
- 平成19年分以後の所得税の電子申告においては、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の第三者作成書類の添付を省略できるようになります（平成20年1月から適用）。

## 平成20年度 税制改正に関する提言

**はじめに** 日本経済は、現在まで、回復基調にある。各種経済指標から判断すると、今回の回復局面は長さでは戦後最長と言われるが、全般的に回復の実感に乏しい。その理由として、多くの中小企業が景気回復の恩恵を受けずに依然、厳しい状況下に置かれていること、さらには景気回復に地域間の格差があることなどが挙げられる。

一方、わが国の財政赤字は先進国中最悪の状態にあり、歳入・歳出の抜本的な改革が避けられない最重要課題となっている。これに加えて、先進国に類例のない少子高齢社会の到来で、高齢人口が増える反面、勤労者世代人口が減っていくため、社会保障費等の各種公的サービスを支える勤労者世代の負担は、現行制度を維持する限り、増大せざるを得ない状況にある。こうした閉塞状況を打破するためには、国および地方自治体が「聖域なき財政改革」を断行するとともに社会保障制度改革を行い、国民の将来に対する不安を払拭させ、信頼回復に努めることが緊急の課題となっている。

当然、税制面においても、経済社会の構造変化に対応したあるべき姿を再構築しなくてはいけない。21世紀の日本経済は、国民の貯蓄率の低下等の要因から経済成長の低下が危ぐされている。そのための解消策として、日本経済に元気を取り戻すための、経済活性化に資する税制、中小企業者等努力したものが報われる税制の確立が不可欠である。さらに、国民の理解を得るとの観点から、分かりやすく、透明性の高い税制の実現も必要となるだろう。

以上、わが国経済社会の活力を維持、向上させるとの観点から、会員の総意として平成20年度税制改正に関する提言を取りまとめた。

### 総論

#### 第一 経済社会の今後のあるべき姿

すでに述べた通り、日本経済は回復基調にあるが、財政、社会保障問題等、国民の経済社会の先行きに対する不透明感、閉塞感はいまだ払拭されていない。

このため、わが国のあり方についての将来像、実行可能な改革工程などを早急に示し、国民に安心感を与えることが重要である。歳出、歳入の一体改革については、歳出削減、歳入増の組み合わせが課題となるが、まず当面は歳出面の改革に重点を置くべきである。

「骨太の方針2006」で決定した改革では、2011年度に基礎的財政収支(プライマリー・バランス)を黒字化するという目標を掲げた。しかし、これは単年度収支の改善という改革の出発点にすぎず、過去に累積された

巨大な財政赤字の削減策には触れられていない。その後の中期的な財政改革のあり方や、歳出削減の具体策についても言及すべきである。

#### 第二 行財政改革の推進と歳出削減

昨年5月に成立した行財政改革推進法等関連法には、政府系金融機関改革、2010年度までに約33万人の一般公務員の5%削減、31特別会計の統廃合、公会計制度の整備等が盛り込まれた。さらに、特殊法人等の整理合理化、独立行政法人改革なども記述されている。

しかし、それらの内容は民間の血のにじむようなりストラ策に比べると、生ぬるい。行政改革を大胆に進めていくためには、本当に国民が必要とする行政サービスを最小の費用で提供していくとの視点から、「官から民へ」の役割分担の再点検が必要である。さらに、これらの改革を大胆に実行するよう努力すべきである。

一方で、政府の歳出・歳入一体改革で触れられていない国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制、とりわけ市町村合併にかかわる地方議員・公務員の大幅削減、給与の見直しを強く求める。地方自治体では広域行政や市町村合併の強力な推進、道州制の検討など行政の簡素化・効率化が不可欠である。

#### 第三 社会保障制度・国民負担のあり方

わが国は人生80年という世界一の長寿国となり、高齢化社会に突入しているが、同時に少子化が急速に進んでおり、現行の社会保障制度の維持は相当難しくなってきた。今後、政府の見通しでは、社会保障費の伸びが経済成長率を大きく上回ることが予想されている。こうした情勢のなかで、国民の納得できる制度の見直しが、ぜひとも必要である。社会保障制度改革は問題が山積しているが、当面は国民不安の解消と信頼性回復のため、保険料負担と税負担のあり方や世代間、世代内の受益と負担の公平等、中期のビジョンを明確にし、持続可能で安心できる制度の構築が急務である。

また、少子・高齢化の進展に伴い、ある程度の国民負担の増大が予想される状況のもとでは、社会保障費という公的サービスを税と社会保険料でどのように負担していくかが重要なポイントとなる。年金制度については、給付と負担のあり方を再検討するべきである。とくに保険料の企業負担は限界にきており、これ以上の負担増は耐えられないことを指摘したい。

税本来のあり方としては、あらゆる世代が広く、薄く、公平に負担を分かち合う観点から、消費税の充実などにより、社会全体で福祉財源を公平に負担する

べきである。

ただし、制度の効率化という観点から、将来も「小さな政府」を目指すべきことはいまでもない。その場合、財政赤字を含めた将来の潜在的国民負担率を50%程度にとどめるべきである。

#### 第四 国と地方のあり方

行財政改革と同時に国と地方の役割を見直し、地方分権を進めていくことも重要である。地方分権の推進のために国と地方のいわゆる三位一体改革の基本方針が取りまとめられたが、残された課題も多く、さらなる改革が不可欠である。

国民が、国・地方に求めているのは、歳出削減を中心とする行政の効率化であり、国と地方の役割分担の明確化である。行財政基盤強化の観点から、道州制の導入の検討や行政サービス水準の向上が不可欠である。

地方の歳入、歳出のかい離を調整するために設けられた地方交付税交付金については、公的サービスによる受益と負担の関係が不明確で、財政の肥大化をまねく恐れがある。行財政改革の趣旨にもそぐわないため、他の制度と合わせ、総合的な見地から再検討すべきである。

#### 第五 税制改革のあり方

税制改革にあたっては、公平・中立・簡素という基本原則を踏まえるべきである。とくに国民に分かりやすい税制の構築という観点から税制の簡素化がぜひとも必要である。

政府は、日本経済のグローバル化や人口減少社会、中小企業の活性化等に対応した税制改革を明示すべきである。とくに地域経済の担い手である中小企業の繁栄なくして日本経済の再生はあり得ないとの観点から、税制改革にあたっては中小企業の活性化に資する税制、努力した者が報われる税制の確立を急ぐべきである。具体的には、法人税率（軽減税率を含む）の引き下げおよび事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

#### 第六 租税教育の充実

税は国、地方が提供する公共サービスの財源である。従って、税がなければ国や地方の各種サービスは機能しない。国民の納税義務は憲法でも定められている。

21世紀の納税者は「税をキチンと支払い、その使い方を監視する人」にならなければならない。今後の行財政改革の推進にあたっては、国や地方が国民に対して実施状況を公表するなど納税者とともに進めていくことが求められる。そのための監査機能の充実も大切になる。

そこで、学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、真の納税者（タックス・ペイヤー）意識を定着させる必要がある。

## 各論

### 第一 法人税制について

#### 1. 法人税基本税率の引き下げ

わが国の法人税の実効税率はアメリカ並みの39.54%となっている。しかし、イギリス、フランス等は30%台前半であり、近年欧州諸国等では税率の引き下げが行われている。日本企業の多くが進出しているアジア諸国は低税率である。日本企業の国際競争力確保の観点からも法人税の基本税率について地方税を含め、より一層の引き下げを求める。これと並行して、租税特別措置の整理など課税ベースの拡大も必要である。

#### 2. 中小企業軽減税率の引き下げ

中小企業に適用される軽減税率については、その適用所得が昭和56年以来800万円に据え置かれている。また、基本税率との格差も縮小してきている。そこで、軽減税率を22%から20%程度へ引き下げ、適用課税所得金額を1,500万円程度へ引き上げるべきである。

#### 3. 減価償却制度の見直し

建物、機械装置等の減価償却制度は、技術革新等の加速化や欧米の償却制度を参考に見直す必要がある。具体的には、耐用年数の短縮、資産区分の簡素化について、先進国並みに見直すことを求める。

#### 4. 特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限

この課税制度は、新会社法施行に伴う課税逃れの防止策として設けられ、平成19年度改正で適用除外基準である基準所得金額が800万円から1,600万円に引き上げられる緩和措置が取られた。

しかし、その内容は、法人税・所得税という税制の根幹にかかわる重要な問題に抵触しており、中小企業経営者の理解を得ることは難しい。さらに要件操作によって、課税対象から外れることも可能であり、中小企業間で新たな不公平が生じている。申告手続きも複雑となり、企業に負担と混乱をもたらしている。以上のような理由から、この制度については廃止を求める。

#### 5. 非営利法人課税

公益法人制度改革は、平成20年度から新制度が施行される。今回の制度改正に伴い、一般的な非営利法人制度のほか、社会貢献性を持つ法人に対しては、厳格な基準のもと公益法人の認定制度が創設され、税制上の優遇措置が講じられる。税制面でもさまざまな改正が予想されるが、当面、非営利法人課税については、収益事業から生じる利益を公益事業に支出する「みなし寄附金」の損金算入限度額（所得金額の20%相当額）の大幅な拡大を求める。

## 6. 寄附金

民間の非営利活動への関心が高まっている。今回の公益法人の制度改革に関連し、新たに公益法人に認定された法人等への寄附金について限度額の引き上げ等を求める。

## 7. 役員給与

最近、会社法改正、企業会計の変更に伴い税制面でも役員給与の取り扱いが大幅に変わり、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外は損金不算入とする改正が行われた。しかし、利益連動給与については、同族会社は対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で、同様の措置を認めるべきである。

## 8. 同族会社の留保金課税

平成19年度改正で中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、課税制度そのものは存続しているため、引き続き廃止を求める。

## 9. 交際費課税制度

交際費課税については、創設当時(昭和29年)の資本蓄積を図るという政策目標は消失している。そこで、現行の損金算入限度額の引き上げ、資本金の規模にかかわらず一定の損金算入措置を認めることを求める。

## 10. 電子申告

国税庁が平成16年6月からはじめた国税電子申告(e-Tax)の利用率が低迷している。平成19年度改正では、個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度(税額控除5,000円)が創設された。さらに一層の利用促進に向けて、地方税の電子申告との一体化、法人に対する税額控除の創設、個人の税額控除の増額等を検討すべきである。

## 11. その他

租税特別措置については、政策目的を果たしたものは廃止する一方、中小企業の技術革新など経済活性化に役立つ措置の新設を望む。

配当に対する二重課税については、現行の配当控除制度では不十分であり、欧州各国の制度(インビュテーション方式)を参考に二重課税の排除を求める。

## 第二 個人所得税制について

### 1. 所得税と住民税のあり方

所得税については、就業形態の多様化など経済社会の変化に伴い非納税者が増えている。基幹税としての所得税の機能を回復させるため税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。また、住民税は公益性の観点から均等割のさらなる引き上げを求める。

### 2. 各種控除制度の整理合理化

所得税および住民税の諸控除については、負担の公平化、税制の簡素化、少子高齢化、雇用慣行の変化、ラ

イフスタイルの多様化等、社会構造の変化に対応して、抜本的に見直す必要がある。人的控除については累次の改正で複雑化しているため、整理、合理化が必要である。将来は、基本的な人的控除に集約し、勤労学生控除等、特別な人的控除は縮減または廃止すべきである。

給与所得控除については、制度本来の趣旨である必要経費の概算控除としては、その水準が高すぎるとの指摘もあり、特定支出控除の拡大と合わせて見直す必要がある。

### 3. 少子化対策

人口減少社会に突入したわが国にとって、少子化対策は国が基本政策として取り組むべき重要な課題である。少子化対策は、保育所の充実など本来は社会政策による施策の充実が重要であるが、一方で税制面での配慮が必要となる。例えば、児童に対する税額控除制度を導入し、子供が多くなる程、税負担が軽減される制度の創設を求める。また、フランスで実施されているN分N乗方式の導入も積極的に検討すべきである。

### 4. 納税者番号制度

納税者番号制度は、資産移動の把握あるいは医療、年金等個人情報管理等との関連で導入すべきだとの意見がある。導入にあたっては、制度の創設・維持にかかるコスト、プライバシー保護を含めたセキュリティー確保のための措置などを十分に検討すべきである。

### 5. 金融所得一体課税

所得税の10種類の所得区分は現在の経済取引に適合しているとはいえない状況にある。このため、統合・簡素化や金融商品・取引間の損益通算による一体化課税などが望ましい。経済活性化の観点からも金融所得の一体課税は実施すべきである。

## 6. 寄附金

ボランティアの活躍などを契機に民間の非営利活動への関心が高まっている。公益活動への支援のために個人の寄附金税制について見直しを求める。

## 第三 事業承継税制について

### 1. 欧米並みの制度の創設

わが国の中小企業は地域経済の活性化や雇用にも大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担が原因で、事業承継ができなくなるとすると、地域経済はもとより日本経済にとっても大きな損失である。しかし、事業承継をめぐる税制面の現状は不十分である。

欧米諸国の実状を見ると、相続税体系は多様であるが、事業承継を相続税に優先させるとの考え方で一致している。具体的には、各種特例や優遇措置が整備されている。これに対しわが国の事業承継について税制面での措置は限定的なものとなっている。こうした点を考慮して、経済活性化の観点からも欧米並みの本格



的な事業承継税制の確立が不可欠である。

具体的には、相続前後の事業従事を条件として、事業に資する相続については、他の一般財産と切り離して課税し、事業用資産、株式については、軽減または控除する欧米と同様の制度の創設を求める。また、中小企業の事業承継を円滑に進めるため、後継者への事業資産の集中的な承継、手続きの簡素化等の措置が必要である。

## 2. 経過措置

この制度が導入されるまでの経過措置として、取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置については、減額率を大幅に引き上げること、さらにこの措置は小規模宅地課税価格の特例との限定的な併用制になっているが、両者を切り離して、それぞれに個別適用を認めることなどを求める。

## 3. 相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度は、当初のねらい通りに有効活用されている。平成19年度改正では年齢制限が60歳に引き下げられたほか、非課税枠が500万円上乗せされ3,000万円とする取引相場のない株式等に係わる特例が創設された。この制度は事業承継にも役立つため、非課税枠の一層の拡大と年数等適用条件の緩和などが必要である。

## 第四 消費税制について

### 1. 消費税率引き上げの条件

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めるものであり、少子・高齢化による財政需要の拡大などを考慮すると、近い将来、消費税率を引き上げざるを得ないと認識する。ただし、それ以前に行財政改革の徹底、歳出の削減などを行うべきであり、構造改革の進展や景気情勢などについても配慮すべきであることはいうまでもない。

また、消費税を福祉目的税にすることについては、財政の硬直化を招くので、避けるべきである。しかし、現在、消費税が年金、介護など社会保障の財源にあてられているので、今後消費税率を上げる際には、段階的に行うとともに、社会保障支出と負担の関連を明確化して、国民の理解を得る必要がある。

### 2. 仕入税額控除の適正化

中小企業が対象となる免税点、簡易課税制度については大幅な是正措置が取られた。しかし、大企業が恩恵を受ける課税売上割合が95%以上の場合、仕入れ額の全額控除が認められている。事務処理が確立されている大企業については、この措置を不適用とすべきである。

### 3. 滞納防止

消費税は本来預り金的性格を持つ税金であるため、

滞納防止策として中間申告やe-Taxの普及等、制度、執行面で一層充実した対策が望まれる。

## 第五 地方税制の見直しについて

### 1. 固定資産税の軽減

固定資産税については、商業地を中心に実効税率が上昇を続け、都市部において重税感が高まっている。そこで、都市計画税とあわせて制度の見直しと負担軽減を求める。

宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価格で評価する方式に改めるように求める。また、事業用地については、居住用宅地に準じた負担軽減措置を設けるべきである。

居住用家屋については、再建築価格方式でなく、家屋の経過年数に応じた評価方法に改めるべきである。

土地の評価体制については、国土交通省、総務省、国税庁が各省庁の目的に応じた評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化を行うべきである。

### 2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税との二重課税的な性格を持っている。また、最近、市町村合併の推進で課税対象が拡大している。このため、速やかに廃止すべきである。

### 3. 申告納税の合理化

行財政改革、納税者利便性等の観点から国税と課税対象を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税について、地方消費税の執行をモデルとして、納税手続きの一層の合理化を図る必要がある。

### 4. 超過課税・法定外目的税

市町村民税の超過課税は主として法人を対象に行っており、その課税目的は必ずしも、明らかでない。課税の公平原則にも反するもので、速やかに廃止すべきである。

また、法定外目的税については、環境対策から導入される事例が多いが、独自課税の実施にあたっては、税の公平、中立の観点から法人企業に安易な課税は避けるべきである。

## 第六 環境税制について

環境問題については、現在さまざまな議論が、国際機関、各国政府、NGO等で展開されている。税制上の対応としては、環境税導入に向けた議論とエネルギー関係諸税である道路特定財源の見直しなどが検討されているが、政府部内で結論は出ていない。今後は税財源や使途、国・地方の役割等、幅広い観点から検討し、国民的な合意形成に努めるべきである。

## 平成19～20年度 役員について

### 役員名簿 91名(理事88名・監事3名)

役職名	氏名	法人名	支部
会長	村田 睦幸	(有)ムツミ	春日部
副会長	野原 宏	野原種苗(株)	久喜
〃	岩崎 兵吉	岩崎工業(株)	蓮田
〃	高浜 彰男	高浜商事(株)	幸手
〃	伴 光治	光和衣料(株)	菖蒲
〃	荒木 節夫	(株)ほてい家	岩槻
専務理事	松岡 康隆	(社)春日部法人会	
常任理事	尾堤 英雄	(有)おづみ園	春日部
〃	高橋 靖	フシミヤ商事(株)	春日部
〃	齋藤 芳男	丸八地所(株)	春日部
〃	河津 頼修	(宗)浄源寺	岩槻
〃	萩原 良咲	(株)萩原電機	岩槻
〃	竹内 光男	竹内電気(株)	※岩槻
〃	鈴木 逸郎	寒梅酒造(株)	久喜
〃	増川 準次	(株)ますかわ電気	久喜
〃	山崎 俊雄	(株)ヤマコー	蓮田
〃	鯨岡 文夫	鯨岡設計(株)	蓮田
〃	大隈 春雄	大和信販(株)	幸手
〃	大塚 辰男	(株)大幸興業	幸手
〃	中村 幸雄	中村建設(株)	宮代
〃	杉崎 秀世	杉崎建設(株)	白岡
〃	逸藤 勝三	協立運輸(株)	栗橋
〃	高橋 行雄	(有)高栄車輛	鷲宮
〃	大作 茂	(株)和泉屋	杉戸
〃	林 秀雄	(有)林建業	庄和
〃	松田 進	(株)松田商事	春日部
〃	田中 祥皓	(株)ノアシステム	春日部
〃	瀧澤 慎元	(株)日興	蓮田
〃	堂坂 信行	(株)堂坂機械製作所	庄和
〃	田口 義明	(株)田口土木	※庄和
〃	橋本 光恵	(有)ボンテザール	春日部
〃	田中 潤一	(株)東美	春日部
理事	山崎 哲男	(株)明治住設	春日部
〃	佐藤 松夫	(株)サトウ楽器	春日部
〃	鶴見 裕	(株)鶴見装備	春日部
〃	山崎 薫	武蔵産業(株)	※春日部
〃	早川 芳夫	(有)早川工業所	※春日部
〃	多ヶ谷章市	(株)多ヶ谷商店	岩槻
〃	齊藤 進	(有)寿々家	岩槻
〃	石山 満	岩槻建設(株)	岩槻
〃	藤堂 昇	(株)業師	岩槻
〃	長野 進	(株)長野商店	※岩槻
〃	矢作 恒良	(株)矢作人形店	※岩槻
〃	山田 一徳	(有)山田人形店	※岩槻
〃	齋藤 文次	齊藤手袋(株)	久喜
〃	塩崎 徹	(株)塩崎テクノブレイン	久喜
〃	池田 久	(株)東武百貨店	久喜

※新任

役職名	氏名	法人名	支部
理事	齊藤 恵	(株)エル・サイトウ	※久喜
〃	富田 穰	(有)ケーエス商会	蓮田
〃	吉岡 延次	(有)吉岡新聞店	蓮田
〃	大島 勲	ハギワラ(株)	蓮田
〃	中村 章一	中村電設工業(株)	幸手
〃	森本 勇	(株)エムケーツール	幸手
〃	佐野 猛	(株)さしま通商	幸手
〃	坂巻 庄治	(有)坂巻材木店	宮代
〃	秋場 清	秋場不動産(株)	宮代
〃	関永 一徳	(有)関永測量事務所	宮代
〃	鈴木 充	(株)鈴木工務店	※宮代
〃	深井 義秋	千代田冷機(株)	※宮代
〃	榜原 賢	(有)大業宅建	白岡
〃	大久保武男	(株)藤井鉄工建設	白岡
〃	山田 孝夫	(株)リカーショップ騎西屋	白岡
〃	井上 堅一	(株)井上工務店	白岡
〃	関山 功一	(有)ニュー白岡不動産	※白岡
〃	大熊 昭祐	(株)埼玉原種育成会	菖蒲
〃	尾野 嘉昭	カネオ興運(株)	菖蒲
〃	進藤 和夫	(株)進栄電気	菖蒲
〃	中村 長利	(株)中村印刷	菖蒲
〃	遠藤 謙吾	トーエイ物流(株)	※菖蒲
〃	吉田 幹男	(株)吉田屋呉服店	栗橋
〃	秋庭 秀康	(有)アキバ宅建	栗橋
〃	小高 博	富士コントロール(株)	栗橋
〃	香場 篤	(有)大和興業	栗橋
〃	坂田 昇一	(株)坂田測量設計事務所	※栗橋
〃	野村 徳明	(株)ブティックテクノ	鷲宮
〃	矢納 重剛	矢納製菓(株)	鷲宮
〃	白石 一郎	(株)白石建設	鷲宮
〃	飯島 利昭	(株)いいじま	鷲宮
〃	崎浜 秀世	(有)ワコーハウス	鷲宮
〃	小川 健一	小川設備工業(株)	杉戸
〃	矢島 紀一	(株)矢島商店	杉戸
〃	鈴木 邦治	(株)石井建材店	杉戸
〃	栗田 政明	(株)共同設計社	※杉戸
〃	舟越 芳朗	(株)舟越製作所	※杉戸
〃	染谷 知英	(有)染谷ハウジング	庄和
〃	関根 正男	(有)関根ハウジング(株)	庄和
〃	菊池 隆喜	(株)菊池建設	※庄和
〃	石原 保	(株)石原造園土木	※庄和
監事	古谷 光夫	(有)かかや	※春日部
〃	須賀 亨	(有)岩槻整型	岩槻
〃	染谷 重明	(有)染谷材木店	※庄和
顧問	松永 功	(株)松永建設	岩槻

委員会一覧表 (◎委員長 ○副委員長)

Table with 5 columns: 総務委員会 (13名), 研修委員会 (14名), 組織委員会 (14名), 広報委員会 (13名), 厚生委員会 (13名), 税制委員会 (13名). Each column lists members with their names and affiliations.

青年部会役員名簿 (※各支部部会長)

Table with 4 columns: 役職名, 氏名, 法人名, 支部. Lists youth committee members and their details.

女性部会役員名簿 (※各支部部会長)

Table with 4 columns: 役職名, 氏名, 法人名, 支部. Lists women's committee members and their details.

### 決算期別税務講習会の開催!!

6月・7月・8月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト「わかりやすい会社の決算・申告の実務-法人税申告へのアプローチ 平成19年度版」及び税務署資料等を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。



春日部税務署 法人課税第一部門  
野崎上席調査官 (久喜会場にて)



小野寺誠先生 (久喜会場にて)

#### 日時・会場等

月日	時間	講習会場
7月23日(月)	午後2時~4時	久喜総合文化会館
7月24日(火)	午後2時~4時	岩槻本丸公民館
7月26日(木)	午後2時~4時	春日部市民文化会館
10月22日(月)	午後2時~4時	久喜総合文化会館
10月23日(火)	午前10時~12時	岩槻本丸公民館
10月23日(火)	午後2時~4時	春日部市民文化会館

10月開催予定



鈴木淳一先生 (岩槻会場にて)



吉田俊弘先生 (春日部会場にて)

### 相手に好印象をあたえる 実践マナー講座

<(社)春日部法人会・(社)行田法人会共催>

## 人間関係に強くなる! お客様との信頼関係を築くマナー

平成19年8月21日(火) 13:30~16:30 於:久喜市商工会館

社員教育で最も基本であり、かつ重要なものは「マナー」です。顧客にとって企業の顔となるのは社長ではなく担当者や電話応対をする社員であり、社内業務を円滑に進める上でも職場環境を左右する大切なものです。その人の立ち振る舞い一つで良くも悪くも印象が大きく異なり、ひいてはその企業の信用や業績にも関わってくるのです。

本講座では普段の業務でつい見失いがちになるマナーを、復習をかねて基礎から実習を通して学んでいただきました。参加者は長時間であったが熱心に受講されていました。

今後も実践講座を開催する予定です。次回も多数の参加をお待ちしています。



道株式会社 代表取締役 自覚 真由美氏  
企業の式典・イベント・プライダルの企画と司会を経験後、人材派遣会社の人材開発部に勤務。社員研修、新卒のための会社説明会など、採用に関わる業務や新入社員研修を担当。退社後その経験を活かし、企業向けの社員研修講師や就職支援アドバイザーとして就職希望者・内定者・社会人に向けたマナー研修で活躍。対象年齢を問わず「人生を楽しく生きるためのコミュニケーション術」をベースにした研修スタイルは好評である。



#### カリキュラム

1. 職場の基本的なマナー
2. コミュニケーションを活かした会話術
3. 言葉遣いの基本
4. 電話対応の  
・基本・電話の受け方・かけ方
5. 接客対応の極意  
・アйдマの法則
6. その他

## 理事会開催

当日は村田会長挨拶のあと、春日部税務署 有賀署長にご挨拶を頂戴し、以下の議題を審議の上可決した。

- ①社会貢献運動について
- ②会員増強運動について
- ③事務所移転について
- ④会員向インターネットバンキングの提携について
- ⑤公益法人制度改革について
- ⑥平成20年度税制改正アンケート調査について
- ⑦法人会活動の現状と課題、各委員会報告
- ⑧e-TAXの推進について
- ⑨ポスターについて

7月の春日部税務署の定期異動により、署長以下幹部職員が異動となった後の初めての理事会であり、各役員との初交流会となった。

平成18年9月10日(月)  
於:春日部市大塚会議室



村田会長挨拶



春日部税務署長  
有賀茂夫様挨拶

## 女性部会 親睦事業

### ティーコンサート「うたごえ広場」

平成19年9月19日(水) PM2:30~5:00  
於 ホテル久喜(久喜市)

本年度の女性部会の親睦事業として3回目のティーコンサートを開催した。地元で気軽に楽しめる事業をとの企画で、今回は「うたごえ広場」とし、皆で参加する事業にした。

当日は来賓に春日部税務署 横山副署長、原田第一統括官、野崎上席をお招きし、部会員約84名が集いました。

見坂親睦副委員長の司会により、橋本部部长挨拶、横山副署長にご挨拶と卓話を頂き、「松永健氏」の紹介があり、準備運動の後ピアノの回りに集合し、合唱をしました。

ケーキ・クッキー・プリン・ソフトドリンクを楽しみ、合唱により連帯感を深めた時間となりました。

講師 松永 健氏

#### プロフィール

- ・1943年9月生まれ(埼玉県加須市)
- ・東京理科大学工学部建築学科卒
- ・埼玉県土木部建築課に勤務し、20年間建築行政を担当。
- その後埼玉県立加須青年の家に転勤。施設管理及び社会教育等を担当。退職後はカルチャー・インストラクターとして独立。
- ・現在、一般成人を対象に絵画(鉛筆淡彩画経験48年、個展25回開催)、音楽(合唱指導ピアノ伴奏経験40年)、囲碁(アマ6段、碁歴42年)を指導している。(埼玉県加須市在住)



横山副署長卓話



橋本部部长挨拶



ピアノを囲んで合唱

## 青年部会 県外研修会40名参加!!

平成19年9月17日(日)  
於:鬼怒川温泉

### 「平成19年度税制改正のあらまし」

講師 税理士  
梨本松男 先生

林親睦委員長の開会、田口部会長挨拶に続き、青年部会員でもある梨本税理士により、法人会で発行したテキスト「平成19年度税制改正のあらまし」を使い講義をいただいた。法人関係税制では平成19年度は減価償却制度で大幅な改正があり、中小企業関係税制でも特定同族会社の留保金課税制度で、資本金1億円以下である会社が除外され、また役員給与についても改正がありました。短時間でしたが内容の濃い講義となりました。又各支部でも税制改正研修会を予定しております。このテキストは事務局に備えてありますので、希望者は申し出て下さい。又、ホームページでも速報版が見られます。

田口青年部会長  
挨拶



講師 税理士 梨本松男氏



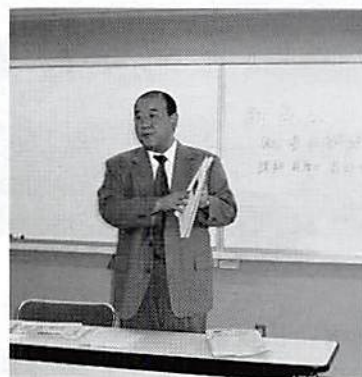
## 新設法人説明会開催

平成19年9月12日(水)午後 春日部市民文化会館

平成19年9月13日(木)午後 久喜総合文化会館

平成19年1月～平成19年6月に設立された法人を対象に、法人税・消費税・源泉所得税他について説明会を開催した。

法人会で作成したテキスト「新設法人のための会社の税金ガイドブック」を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。



春日部税務署 野崎上席調査官(久喜会場にて)



野崎 彰先生(春日部会場にて)



吉田 俊弘(久喜会場にて)

### 支部だより



**蓮田支部** 花と緑いっぱい運動  
「蓮田市民まつり」に参加  
平成19年8月18日(土)  
於:のくぼ通り



**庄和支部** 花と緑いっぱい運動  
「夏祭り」に参加  
平成19年8月18日(土)  
於:庄和総合グラウンド



**白岡支部**



**栗橋支部** 栗橋支部総会  
平成19年7月8日(日)  
於:鬼怒川リゾートホテル



**杉戸支部** 研修会  
「公益法人」について  
平成19年8月29日(水)



花と緑いっぱい運動  
「白岡まつり」にて  
平成19年8月4日(土)



女性支部視察研修会  
平成19年8月22日(水)  
於:ANA期待整備工場



**春日部支部** 女性部会研修会  
平成19年9月12日(水)  
於:秋父

安全・快適・タクシーのご用命は

栗橋構内

# 野本タクシー(有)へ

☎0480(52)0066

## ☎0120-72-0670

一般貨物自動車運送  
産業・一般廃棄物収集運搬業

### 有限会社 金陣運送

代表取締役

製鉄・非鉄金属・製紙原料の  
収集加工販売

### 有限会社 金田

金田晴夫

本社 北葛飾郡栗橋町東三丁目13番22号  
TEL 0480(52)0307 FAX 0480(52)7518

大利根工場 北埼玉郡大利根町琴寄794番地-2  
TEL 0480(72)2478 FAX 0480(72)2660

# e-TAX体験記



久喜支部  
(株)エル・サイトウ  
副会長 齋藤 恵

## 時の流れ

法人会の会合に出席しておられる皆さんならよくご存じの通り、現在全国的にe-Taxの普及が強く推進されています。法人税、所得税、消費税等各種国税の申告と納税が、税務署にも金融機関窓口にも出向くことなく、インターネットを使って、すべて社内にいるままで出来てしまう仕組みのことです。仕事上でインターネットを活用することは、今や誰が考えても「時の流れ」であるように思います。業種や業態によって多少の違いはあるかと思いますが、現在、モノやサービスの提供を受けようとする人達、つまり消費者は、最初の段階でインターネットを使って情報の収集を行うことが行動の主流になっているのです。つまり、どんなモノをどこで買うのか、どこでそのサービスを受けるのか、その行動決定のスタートはインターネットであることが多いのです。

ということは、インターネット上に自社の存在やその価値をアピールしていないと、最初からユーザーの検討候補にもならないということになります。あらためて考えたらすごい現象が、すでに目には見えないところで進んでいるわけです。金融機関でも内容は違いますが、大きな変化が起きています。まず、インターネットバンキングと、窓口へ出向いた場合の各種手数料の差は歴然としています。つまり、人件費、スペース等、様々なコストとリスクが多い窓口にはなるべく来ないで、ネットバンキングを使って欲しいという、金融機関のメッセージがそこには込められているように私は感じています。

こうした背景がありますから、e-Taxの推進は、まさに「時の流れ」であると思います。でもまだまだその普及は始まったばかりで、これから導入を検討するという法人が多いと聞きます。かく言うこの私も、e-Taxの使用を開始したのは、今年4月初めからでした。3月分の源泉徴収の申告・納付を行ったのが初回でした。ですからまだまだ初心者マークの段階ですので、とても偉そうなことは言えないのですが、以来数回自分で使ってみた体験から、これから始められる皆様にお伝えできることをまとめてみました。

①インターネットバンキングは、e-Taxに比べるとはるかに普及していると思いますが、これは今や必須の道具です。もしもまだ活用しておられない方がおられるとしたら、それはたいへんもったいないことだと思います。まずはなにがなんでも、インターネットバンキングはフルにお使いになるべきだと存じます。ネットバンキングなしでも、e-Taxによる申告は可能ですが、それではこのソフトの価値が半減します。あくまでもネットバンキングによる納税とセットで考えるべきだと思います。

②e-Taxを始めるための諸手続きは、せいぜい税務署のスタッフの皆さんのお力を、お借りすることをお奨めします。喜んですぐに行動していただけます。私の場合もその行動の迅速さにびっくりしたほどです。おかげさまですぐに導入できました。

③e-Taxソフトはコトの性質上、安全性と確実性を最優先して作成されているようですので、私達が現在使っている一般的な様々なアプリケーションと比較しますと、ちょっとカタい感じがします。もう少し新規ユーザーでも使いやすくなるような改良は必要だと思いますが、これは初期段階では、まあ避けられないことだという気もします。そのためにも、税務署の担当スタッフの方々や、電話によるヘルプデスクを大いに活用して、億劫がらずに実際にやってみることが大切だと思います。

④インターネットに関することでよく聞くことですが、最初から担当の社員さん任せにして、経営責任者が自身ではタッチしないと、なかなか進展しないという傾向があるようです。当社のような零細会社ですと、そんな悠長なことはできませんので、最初から私自身も当事者になりきって導入しました。実際には毎日の作業を伴うものではありませんので(1ヶ月に1回が基準です)、まだ数回しか使っておりませんから、毎回マニュアルを見ながらの作業になりますが、おかげさまでe-Taxソフトの論理構造がおおよそわかってきました。自分でやると、新しいソフトをマスターする喜びがありますし、中途半端で放置してしまう危険性はなくなります。

⑤インターネットに関しては、総じて言えることですが、それを使いこなすことに喜びを感じるような発想が大切な気がします。無理矢理やらされているのか、楽しんで使うのかには大きな差があります。けっこう楽しいものだと思います。これからも、当社のホームページは来年2月で開設満10年になります。e-Taxもその便利さを、多くの皆様に早く実感していただきたいと思います。

品質一筋に180余年

清酒 **寒梅**



全国新酒鑑評会 金賞受賞  
平成16年関東信越国税局酒類鑑評会 最優秀受賞

**寒梅酒造株式会社**

埼玉県久喜市中央2-9-27 TEL (0480) 21-2301 FAX (0480) 23-2078  
ホームページ <http://www.kanbai.co.jp>



法人会会員の為の新しいサービス開始!!

うちもそろそろe-Tax

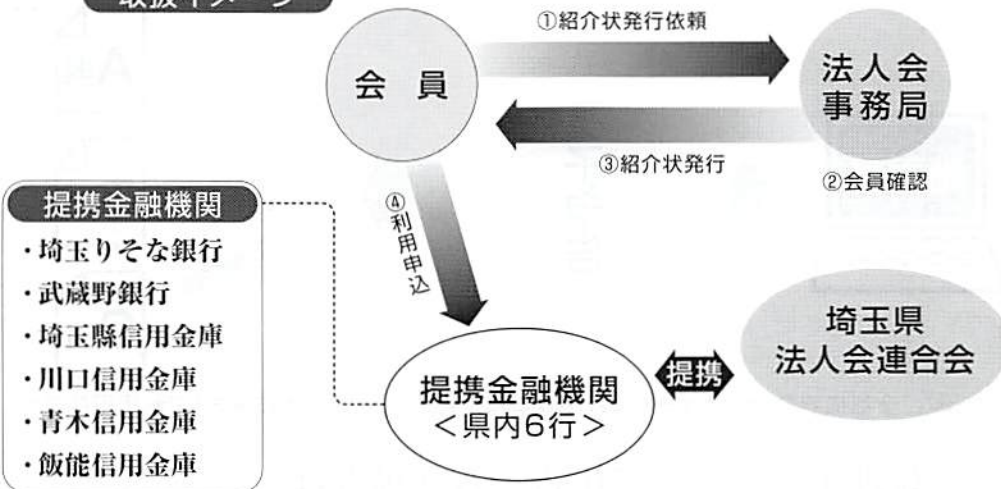
## インターネットバンキングのご紹介



平成19年10月1日(月)より、会員が提携金融機関へ  
新規にインターネットバンキングを申し込むと  
基本手数料が**1年間無料**または**減免**になります。

埼玉県法人会連合会では、このほどe-Taxの利用促進を図るため、県内の金融機関とインターネットバンキングの提携をいたしました。ご存知のとおり、e-Taxで申告をすませても納税は完了していません。そこで、インターネットバンキングを利用すれば、**銀行に行かずに納税できます**。これを機会にインターネットバンキングに申し込んで、あなたも是非e-Taxを始めてください。

### 取扱イメージ



〒344-0005 春日部市樋堀369-4

(社)春日部法人会 tel. 048-761-3551 fax. 048-752-8244

オフィスのパソコンから  
**申告・納税!**

**e-Tax**

税制改正により、一層使いやすくなりました!

- 電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度が創設されました。
- 電子申告における第三者作成書類の添付省略措置が講じられました。
- 税理士が代理送信を行う場合には、納税者本人の電子署名を省略できるようになりました。

法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

**法人会**

もっと詳しくお知りになりたい方は...

「e-Tax」ホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



# エ ル タ ッ ク ス eLTAX

## をご存知ですか？



地方税ポータルシステムの呼称で、  
地方税の申告手続を  
電子で行うシステムのことです。

### ● 申告の流れ ●



※eLTAXは、現在、全都道府県、さいたま市を含む15政令指定都市及び1市（相模原市）で利用可能です。

- 税理士等が代理で申告を行う場合は、  
税理士等の電子証明書だけで大丈夫です。
- 混み合う窓口へ出かける必要はありません。

現在、次の税目の申告手続きのサービスを提供中です

市税	法人市民税・固定資産税（償却資産）
県税	法人県民税・法人事業税



■お問い合わせ窓口・手続き等については  
 地方税電子化協議会ホームページ <http://www.eltax.jp/>  
 Tel.0570-081459（受付時間8:30～20:00/土日祝、年末年始を除く）

■市税については  
 さいたま市 市民税課 (Tel.048-646-3109)  
 固定資産税課 (Tel.048-829-1186)  
 税制課 (Tel.048-829-1159)

■県税については  
 埼玉県 春日部県税事務所 (Tel.048-737-2206)  
 税務課 (Tel.048-830-2657)

## 想うがまま

### 中学同窓会に想う



宮代支部  
千代田冷機 株式会社  
深井 義秋

法人会員の皆様、騒がしい世の中になりました。毎日ニュースで殺人事件や銃発砲事件等日常茶飯事の如く報道されています。最近では私の自宅から5分程の所でも殺人事件が発生し、他人ごととは思われません。安全で安心して住むにはどうしたらよいか一人一人が住み良い町づくりのために考えてみたいものです。

さて人生80年と言われる中、早い物でもうじき還暦を迎える年になろうとしています。地元中学を卒業して、20年が経った頃、懐かしさのあまり、誰か同窓会を開いてくれないかなと思いついたのでした。ですが最初の企画でもあり、同級生もなかなか同調してくれる人も少なかったもので、それではと思い、自分自身で発起人になりまして各クラス別に男女合わせて8名の方に幹事を指名し、協力をお願いしましたところ、全員の方に快く引き受けて頂き、半年間準備期間を得て、開催の運びとなりました。当日は久喜三高サロンにて187名の卒業生中120名の方に参加して頂き、予定をはるかに超える盛大な会となりました。九州に嫁いだ方がわざわざ帰省して参列したと聞き、感動しました。その後5年置きに開催することが承認され、また、50歳になった時に身近に住んでいる人達だけで会う時間を作ろうという話がでまして、新たに百彩会(百問中学の百と彩の国の彩)という会をつくりました。年会費を徴収し、毎

年観劇やバス旅行を企画し、今では5年に一回の同窓会と毎年の百彩会の行事とで仲間と楽しく交流を深めています。還暦になりましたら中学卒業45年後の京都修学旅行も計画しているところで、団塊の世代として今以上に益々ハッスルし、第二の人生を楽しく歩もうと頑張っている次第です。私達の住む地域でもボランティアの団体が組織され、高齢者の介護の助成や老人ホームの慰問活動等が見られますが、防犯、防災に地域との連携を密にし、相手を想う心、お互い助け合いの精神を生み育てて行こうと思えば、凶悪な事件もなくなってくるのではと思います。お互いに身近な所から手をつけ、改善していきたいと思っています。

話は変わりますが、我が空調業界はバブル時には都内では事務所ビルの建設ラッシュに沸き、かなりの人手不足で建設コストも今ほど値引き幅もなく、ゆとりをもって仕事に取り組むことが出来ました。しかし、現在では受注競争の真っ只中に入り、厳しい競争にさらされている状況です。しかしながらインターネットの時代に移りホームページを見た方からの問合せや京都の建築コンサルタントから見積参加という全く新しい建築業態が生まれてきています。これはどういうことかといえますと以前の様に施主であるオーナーが建築会社を選ぶのでは無く、建築コンサルタントに依頼し、その会社によって適正な価格のゼネコンが選別されます。また専門工事業者もそれぞれの分野別に選別され、最終的には建築コンサルタント会社の選んだゼネコンに同様に選ばれた専門工事業者が推薦されて、全てがゼネコンの元で工事が行われるというシステムです。

これからは待つのではなく攻めの経済哲学により売り込む企業努力こそが勝ち残ることかなと思います。

今年10月フロン回収破壊法が改正されます。  
エアコンのフロン回収破壊処理は埼玉県知事登録の当社にお任せ下さい。



日本冷凍空調工業会会員  
埼玉県フロン回収処理推進協議会会員  
冷暖房設備・ダクト設備・電気設備・設計施工

千代田冷機株式会社

〒345-0801 埼玉県南埼玉郡宮代町百問6-657

TEL 0480-33-4079 FAX 0480-32-6693

HP <http://www.h6.dion.ne.jp/~chiyoda/> E-mail [chiyodareiki@r6.dion.ne.jp](mailto:chiyodareiki@r6.dion.ne.jp)

# 今年もやります 法人会

(社)春日部法人会・地域社会貢献運動

## 「花と緑いっぱい運動」を展開



葛蒲町 産業祭にて H18年11月3日(土) 於:あやめ公園

支部	実施年月日	催し名及び開催場所
春日部	10/13(土) 14(日)	かすかべ商工まつり ／春日部市大沼運動公園
岩槻	11/11(日)	岩槻区民やまぶきまつり／岩槻文化公園
久喜	10/21(日)	第21回久喜市民祭り／久喜駅前(西口・東口)
蓮田	4/7(土)	桜まつり／元荒川河川敷
	8/18(土)	はずだ市民まつり／蓮田市「のくぼ通り」
	12/1(土)	町かどふれあい事業 産業祭
幸手	10/7(土)	第14回幸手市民まつり／市内中央通り
宮代	10/28(日)	産業祭／新しい村
白岡	8/4(土)	商工まつり／白岡町庁舎駐車場
	11/17(土)	農業まつり／白岡味彩センター
葛蒲	11/3(金)	産業祭／あやめ公園
栗橋	11/18(日)	商工まつり／くりはしやさしさ・ときめき祭 ／栗橋総合文化会館前庭
鷲宮	10/20(土)	コスモスフェスタ
	～21(日)	／商工祭／鷲宮町庁舎前駐車場
杉戸	11/3(土)	杉戸町産業祭／アグリパークゆめすざと
庄和	8/18(土)	夏祭り／総合公園グランド
	11/11(日)	産業祭／総合公園グランド
本部	随時	本部対応の税務講習会等

### 自然と人間の関わりを考えよう!

緑色植物は太陽光を吸収し、光合成過程を通じて植物が必要な有機物を生産する。自然と人間の調和…環境共生へチャレンジのテーマのもと、生物の生息に適した空間を創造する運動を展開します。

「水」「土」「緑」が織り成す豊かな環境作りを行うことによる地域活性化に寄与する為21世紀にふさわしい活力ある新しい生活へチャレンジします。

まず我々に確実にできる事から始め、花と緑いっぱい運動を推進し、社会にアピールして参ります。



地に花 天に夢 人に愛

よみうりサービスセンター

# (株) 広見

YC鷲宮 0480-58-1481 鷲宮町鷲宮4-6-24

YC東鷲宮 0480-58-1012 鷲宮町八甫390-9

創業70余年 確かな技術と豊富な実績、ニーズに応じた提案を!

## 有限会社 榎本

ニット部: 帽子マフラー・手袋・セーター等の企画・製造  
物流部: 海外衣料品全般の検針・検品・保管管理・配送

葛蒲町三箇2155 TEL:0480-85-0800 / FAX:0480-85-0802

# 税を考える週間

# 公開講座のお知らせ

■日時 平成19年11月12日(月) 午後2:40~6:00(受付開始 午後2:00)  
 ■場所 久喜総合文化会館 小ホール 〒346-0022 埼玉県久喜市大字下早見140番地

**入場無料**

一般参加者歓迎!!  
 定員300名(先着順)



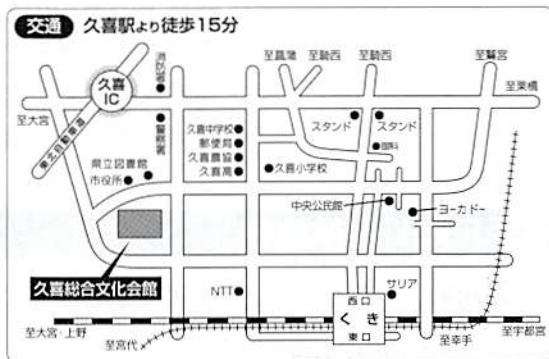
■主催 (社)春日部法人会 ■後援 大同生命保険(株)  
 ■協賛 春日部税務署管内 税務行政協会/関東信越税理士会春日部支部/春日部納税貯蓄組合連合会  
 春日部青色申告連合会/春日部資産税協議会/春日部間税会/春日部小売酒販組合  
 埼玉県酒造組合春日部支部/歴代国税モニター会

## 第1部 式典・挨拶

第2部 ソプラノ独唱、オーボエ演奏  
 関根理恵子氏、鷹栖美枝子氏

第3部 講演会「税を考える週間」署長講演  
 講師：春日部税務署署長 有賀茂夫氏

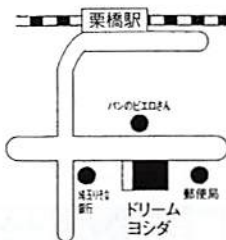
第4部 吹奏楽演奏  
 久喜中学校吹奏楽部



良い品をお安く



栗橋町本通り ☎0480-52-0078  
 <毎週月曜日休日>



郵便局通り TEL0480(52)2878

不動産総合コンサルタント

おしゃれ洋品の店

**(有)アキバ宅建** **③洋品のあきば**

栗橋町北1-4-5 ☎0480(52)0080(代) FAX 0480(52)0484  
 (栗橋駅東口セブンイレブン伊坂店前)

## 《厚生委員会だより》

### I 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所 TEL.048-734-3371 FAX.048-739-1156

### 経営者の社会保障制度は？

会社の経営者や役員にとって、社会保障や労働法規による法的保護は従業員に比べ意外に少ないのが現状です。したがって、労災事故に対しても万一の場合の経済的な損失をカバーして企業を存続させていくためにしっかりとした備えが必要といえましょう。

経営者と従業員の 社会保障制度 適用比較	公的保障(社会保障制度)						
	労働基準法	労災保険	雇用保険	健康保険	特選共・中退共	介護保険	厚生年金
従業員	○	○	○	○	○	○	○
経営者	×	×	×	○	×	○	○

経営者の労災保障の準備は、  
経営者大型総合保障制度・企業保障プラン(無配当)総合型21Rが適しています。

その理由は…

- ① 業務上の事故のみならず、24時間の病気・事故に対応できます。
- ② 万一の場合の死亡退職金として活用できます。
- ③ 割安な保険料で大きな保障が準備できます。
- ④ 保険料を一定要件のもと、損金算入ができます。

### II AIU保険会社

さいたまSオフィス TEL.048-650-7670 FAX.048-648-5844

「政府労災があるから」と安心していませんか？ それだけでは補償が足りない場合があります！

政府労災保険ではカバーされない範囲をしっかりと補償！「ハイパー任意労災」が貴社の経営と働く人を守ります。

ハイパー  
任意労災の  
特長

- ① 労災認定を待たずに保険金をお支払いします。
- ② 保険金をご契約者である企業様へお支払い。
- ③ 証券1枚で下請け作業員・1人親方・派遣社員などすべての働く方が補償の対象になります。
- ④ 定額+労災賠償のダブル補償です。
- ⑤ 人数を問わない契約方式で、人員の増減があっても自動的に補償を開始します。
- ⑥ 法人会制度として割安な掛け金です。

弊社の制度推進員をよろしくお願いたします。

### III アメリカンファミリー生命保険会社

越谷支社 TEL.048-985-6264 FAX.048-985-6284  
埼玉支社 TEL.048-645-0861 FAX.048-645-1380

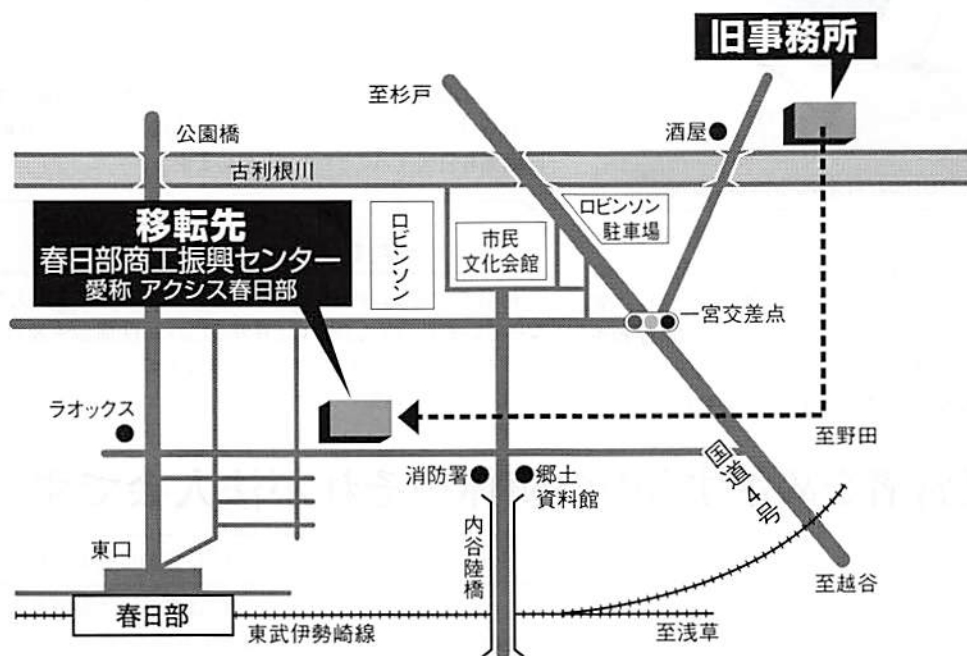
### ガンの「免疫療法」を御存知ですか？

「免疫療法」とは、手術、化学療法、放射線治療に続く「第4の治療法」として期待されている治療法です。私たちの身体にはがん細胞と正常細胞の「顔つき」の違いを認識し、がん細胞をやっつけようとする「免疫」のシステムが存在します。「免疫療法」は、そうした患者の免疫力を増強する治療法です。代表的なものとして「活性化自己リンパ球療法」があります。これは、患者から免疫をつかさどるリン

パ球細胞を取り出し、それを体外で培養し、再び体に戻すというものです。免疫療法ががんの再発防止に役立つという結果が出たケースもあるようですが、多くはその他の治療を併用しており、単独で有効性を示す客観的なデータは、まだなかなか得にくいようです。それでも、副作用がなく患者のQOLを維持できる治療法であるため、自己負担を払っても治療を受ける患者が増加しているようです。今後、注目される治療法といえます。

## 事務局移転のお知らせ

19年10月27日(土)に当春日部法人会事務局は下記場所に移転致します。  
業務は10月29日(月)より同場所にて行います。



### 移転場所

〒344-0062

春日部市粕壁東1-20-28 春日部商工振興センター3階

電話・FAXは従来と変更ありません

TEL048-761-3551 FAX048-752-8244

## 訂正とお詫び

第131号(平成19年7月号)5頁左下、第24回定期総会における表彰代表受表彰者写真の説明

「代表受表彰者は埼玉りそな銀行春日部支店様」に訂正願います。

誠に申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。



## 法人会のご案内

会員  
募集中



税の啓発・租税教育活動を行っています。

税の大切さを理解してもらうために、新成人や学生などの若者を対象に成人式や卒業式で、マンガ本を配布しています。また、各地の法人会では「税に関する絵ハガキコンクール」や法人会役員が小学校を訪問する「出前租税教室」を実施するなど、多彩な税の啓発・租税教育活動を展開しています。

めざします。  
企業の繁栄と社会への貢献

ボランティアや地域振興などに取り組み、  
会員企業の社会貢献活動を支援しています。

企業も地域社会の一員として、その維持・発展に進んで貢献すべき時代を迎えています。法人会では、企業のこれらの活動を支援しながら、環境美化や老人ホームの慰問などのボランティア、被災地への募金活動など多様な社会貢献活動に取り組んでいます。会員企業の連携した活動によって、地域社会に広く貢献し、同時に企業も発展することをめざしています。

青年・女性の活力が  
新たな活動をうみだしています。

社会や企業における青年・女性の役割はますます大きなものとなっています。法人会では、青年部会・女性部会を設けて多彩な行事を開催しています。また、その活力が租税教育を始めとする地域社会貢献活動における原動力となっています。

よき経営者をめざすものの団体…それが法人会です。



よき経営者をめざす約110万社の会員組織です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約110万社の会員企業、41都道県に442の会を擁する団体として、大きく発展しています。あなたに近く、社会に広く。新しい時代の経営者のために、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての活動はもとより、会員の皆さんを支援する各種の研修会、また、税の啓発活動やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

公平で健全な税制の実現のため  
経営者の声を国へアピールしています。

高齢化、国際化が進む今後の経済社会を見据え、また会員の意見・要望を反映しながら、税のあるべき姿を検討し、税制改正に関する提言をとりまとめています。その提言は、政府や国会への働きかけを通じて、いままでも大きな成果をあげています。

さまざまな業種の人との出会いは  
新しい仕事のつながりをうみだします。

各地の法人会の研修会や、いろいろな催しに出席するうちに、自ずとさまざまな業種の経営者と知りあえます。自分とは違う分野で活躍される方との交流。それは、新たな事業展開のヒントを得る絶好のチャンスと言えるでしょう。また、新しい仕事のつながりができ、繁栄のキッカケがつかめます。さらに積極的な情報交換を通して、お互いに経営感覚を磨き、視野を広めることができます。

◎ご寄稿ありがとうございました。

瀧澤・染谷・佐野・白石・関永・佐藤・早川・矢作・齋藤・関山・遠藤・坂田・鈴木・松岡